（様式５）

最終更新日：令和８年10月26日

公益社団法人日本近代五種協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://pentathlon.jp/about/

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」を策定し、運用している。 【審査基準(2)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」を当協会HPにて公表している。 公開URL： https://pentathlon.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/11da8651d1a662677fd73ea557a32c44.pdf 【審査基準(3)について】 組織運営に関する中長期基本計画の策定に際しては、各専門委員会に担当する業務の計画を依頼し、理事会で協議し幅広い意見を募り作成した。 なお、中長期のロードマップは令和8年をゴールとしているため、協会として現在効果検証をおこなっている。これをふまえ、年度内の3月の理事会で刷新したロードマップの案を決定し、6月の理事会から実施する予定。	1.組織運営の中長期基本計画 2.令和２年度第２回理事会議事録 3.令和7年度第4回理事会議事録
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 現在、当協会において有償で勤務しているのは、事務局員の３人のみである。人材の採用に関しては組織運営に関する中長期基本計画の中で示しHPで公表している。又、職員の育成に関しては、事務局規定の改訂を行い、JOC、JSC、NF支援センター等が主催する研修会等に出席することを義務付けた。 【審査基準(2)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」を当協会HPにて公表している。 【審査基準(3)について】 組織運営に関する中長期基本計画の策定に際しては、担当委員会で検討し、理事会で協議し作成した。	1.組織運営の中長期基本計画 4.会則　第１０章第４２条 5.事務局規定　第２章第３条
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 本協会では、平成２８年４月に財政基盤を確保するための債務超過解消に向けた計画書を策定し、その結果平成３０年度決算において債務超過が解消された。今後の計画については、会計年度ごとの詳細な予算書を作成するなど、運営に関する中長期基本計画及び財務に関する中長期計画において公表している。 〇財務に関する中長期計画を策定し,公表している。 〇毎年度３月の理事会において事業計画と収支予算を精査し、当期経常増減額を審議している 〇毎年度６月の理事会において事業報告と収支決算を審議、大規模な事業を実施年については、その都度理事会において事業ごとの収支を慎重に審議している。 〇毎年度上半期終了時点での途中決算検証を実施し、理事会において協議・審議している。 【審査基準(2)について】 財務諸表計画書類を協会ＨＰで公表している。 【審査基準(3)について】 「財政に関する中長期基本計画」の策定に当たっては、財務委員会及び総務委員会を経て理事会で協議している。	1.組織運営の中長期基本計画 6.財務に関する中長期基本計画書および中長期収支予算 7.債務超過改善計画書（平成28年4月策定） 8.令和6年度第３回理事会議事録（途中検証） 9.令和8年度第１回理事会議事録

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的	【審査基準(1)(2)について】 令和３年６月の理事会及び総会において定款、定款運営規則等を改訂し、「組織運営に関する中長期基本計画」の中で令和５年６月までに外部理事４０％、女性理事２０％、令和７年６月までに外部理事４０％、女性理事４０％の目標割合を明記している。 令和８年６月現在、理事15名のうち外部理事7名（46.7%）、女性理事4名（26.7%）である。 女性理事については目標割合に達していないため、次期役員改選に向けて、役員候補者選考委員会において女性理事候補者の推薦を進める。 役員候補者選考委員会運営規則を策定し、役員推薦基準の中で外部理事及び女性理事の推薦について明記している。組織運営に関する中長期基本計画の中で明らかにしていく。	1.組織運営の中長期基本計画 10.定款　第６章第２７条 11.定款運営規則　第４条 12.役員名簿 4.会則　第４章第１５条
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議	当協会には、評議員会を設置しておらず、本審査項目は該当しない。	
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」に則り、令和３年度第一回理事会及び総会においてアスリート委員会を設置し、運用を開始している。 【審査基準(2)について】 アスリート委員会運営規則の中で、女性や幅広いカテゴリーからの選手を人選するよう明記している。 【審査基準(3)について】 アスリート委員会運営規則中で、同委員会の意見が競技力強化委員会会議に反映されることが明示されている。更に各委員長は理事会への出席が認められているのでアスリートの意見が競技力強化委員長又はアスリート委員長を通じて、NFの組織運営会議等に反映されるシステムとなっている。	1.組織運営の中長期基本計画 4.会則 13.アスリート委員会運営規則 14.専門委員会名簿（アスリート委員会） 15.アスリート委員会会議議事録
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 理事会は、適正な規模としており、実効性が確保のため各専門委員長や有識者等幅広く理事に登用している。 ○理事会の開催は、効率性を勘案し年間４回を基本として開催している ○各専門委員会会議を２ヶ月に一回、専門委員長会議を四半期に一回の開催を決めており、専門委員会での協議事項等を理事会において協議・決定するような体制を確立している。	10.定款第６章第２３条 4.会則（役員規則） 16.専門委員会規則第４条 第６条 17.会長通知（専門委員会開催について）
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」のロードマップにより、令和4年度第１回理事会および総会において定款及び定款運営規則を改訂し、就任時の年齢を設けた。 ○定款運営規則等において就任時の年齢を７０歳未満、定年の年齢を７０歳と明記している。 ○役員（理事及び専門委員長等）就任時又は再任時の年齢制限を設け、体制の新陳代謝を図るシステムを構築している。	1.組織運営の中長期基本計画 10.定款第６章第２７条 11.定款運営規則第４条 4.会則第４章第１５条

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	【審査基準(1)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」のロードマップにより、令和4年度第１回理事会及び総会において定款及び定款運営規則を改訂し、理事の在任期間及び再任回数に制限を設け運用している。 なお、在任期間の上限を超えて理事を選任する場合の例外措置の要件については、規程への明記を令和８年12月の理事会で審議する予定である。	1.組織運営の中長期基本計画 10.定款第６章第２７条 11.定款運営規則第４条 4.会則第４章第１８条 12.役員名簿
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 「組織運営に関する中長期基本計画」に則り、令和4年度第１回理事会及び総会において、役員候補者選考委員会を設置した。役員候補者選考委員には弁護士等の有識者を配置している。令和５年度の役員改選においては、役員候補者選考委員会を招集、開催され理事及び監事候補者の選考が行われ理事会に提出された。	1.組織運営の中長期基本計画 10.定款第６章第２４条 4.会則第４章第１４条 18.役員候補者選考委員会運営規則
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 役職員を適用対象とした法令遵守等の規程については、会則・倫理規程・就業規則・事務局規定等において整備運用している。	4.会則第４章第１９条 19.倫理規程第４条 20.就業・賃金規則第２５条及び２６条 5.事務局規定第２章第３条
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 本協会既存の各規程を「組織運営に関する中長期基本計画」に則り整備している。	10.定款 4.会則 16.専門委員会規則 21.監事監査規程 5.事務局規定

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 本協会既存の各規程を「組織運営に関する中長期基本計画」に則り整備している。	10.定款 4.会則 11.定款運営規則 22.個人情報保護方針 23.選手の権利保護規定 24.危機管理ガイドライン
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 本協会既存の謝金規程を整備し、令和３年度第一回理事会及び総会において謝金規程の改訂を実施した。また役員・職員の報酬等及び費用に関する規程についても随時見直しを行い不備等あれば改訂していく	10.定款第６章第２９条 4.会則第４章第２０条 20.就業・賃金規則第６章第３５条 25.役員の報酬等に関する規程 26.謝金規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 本協会既存の寄附金等取扱規程について、文言等に不備が確認されたので、組織運営に関する中長期基本計画に則り、令和３年度第一回理事会及び総会において寄附金等取扱規程を改訂した。その他法人の財産に関する規程等の見直しを随時行い、不備等あれば改訂していく。	1.組織運営に関する中長期基本計画 27.経理会計規程 28.寄附金等取扱規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 協賛企業（寄附）の規程などを整備し、令和３年度第一回理事会及び総会において寄附金取扱規程を改訂し、協会HPに開示している。	4.会則 28.寄附金等取扱規程 29.令和３年度理事会議事録
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 代表選手の公平かつ合理的な選考については、競技力強化委員会で策定した選考基準等を、強化部から独立した選手選考委員会で行なっている。 【審査基準(2)について】 選手の権利保護規程を設置し運用を開始している。 【審査基準(3)について】 策定した選考基準を理事会で承認を得たのち、協会ホームページで公開している。また各種大会やランキングマッチ等のコーチ会議において説明し、開示・示達している。	30.競技力強化委員会運営規則 23.選手の権利保護規程 31.選手等選考委員会運営規則
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 審判員の選考に関しては、審判委員会において協議し決定している。 組織運営の中長期基本計画に則り、令和２年１２月理事会において 〇審判委員会運営規則を改正し、審判員の選考に関する基準を明記した 〇審判員の選考についての基準と協会承認について明記した	1.組織運営の中長期基本計画 32.審判委員会運営規則 33.審判員規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準(1)について】 顧問弁護士とは当協会顧問弁護士としての就任承諾書を取り交わし、案件ごとに契約を締結。経理関係については、公認会計士と契約を結んでおり、各種相談事案等の内容に応じて問い合わせできる体制となっている。 【審査基準(2)について】 役職員については、有識者、警察官OB、現役警察官等幅広い人材を配置している。	34.顧問弁護士の就任承諾書 35.公認会計士との業務委託契約書 12.役員名簿 77.委任契約書（民事）_木下渉
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会の名称で委員会は設置していないが、その役割は、総務委員会及び倫理委員会が担い運営している。 コンプライアンス・倫理違反になる恐れがある事案については顧問弁護士と相談しながら総務委員会で協議。倫理規程違反が疑われる場合には、倫理委員会に附議されるが、過去４年間倫理委員会の開催はしていないが、当協会におけるコンプライアンスの方針そのものを定期的に検証する場として、今後は毎年開催をしていく。 なお、総務委員会（コンプライアンスに関する検討）と倫理委員会（処分の審査）の役割分担をより明確にするため、倫理委員会運営規則等の改正案を令和８年12月の理事会で審議する予定である。 【審査基準(2)について】 総務委員会運営規則及び倫理委員会運営規則により、両委員会の役割及び権限を明確にし実行している。 【審査基準(3)について】 組織運営に関する中長期基本計画のロードマップにより、（コンプライアンス委員会の機能を有している）総務委員会と倫理委員会の構成について弁護士及び女性委員を任命している。	36.総務委員会運営規則 37.倫理委員会運営規則 19.倫理規程 38.専門委員会名簿（総務委員会） 39.専門委員会名簿（倫理委員会） 40.総務委員会議題（4年分）
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 総務委員会及び倫理委員会がコンプライアンス委員会の役割を担っており、特に倫理委員会の構成員には弁護士等の学識経験者等の有識者を配置している。	1.組織運営の中長期基本計画 39.専門委員会名簿（倫理委員会）
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 本協会では、平成２８年５月に役員に対するコンプライアンス・ガバナンスの勉強会を開催することを決定し、会長通達を発出し運用している。具体的には、理事会の中において「勉強会」の時間を設け、コンプライアンス及びガバナンスに関連する教育を毎理事会実施している。	70.令和8年度第1回理事会（議案）コンプライアンス研修抜粋
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 指導者及び選手には、年１回以上強化合宿時においてコンプライアンス教育の時間を設け実施している。又アンチドーピング等の講習についても当協会アンチドーピング委員会を中心に企画し教育を実施している。 〇コンプライアンス教育の時間に倫理規程を周知している。	43.強化合宿実施報告書等 19.倫理規程 44.アンチ・ドーピング委員会運営規則

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)について】 審判員に対しては、「組織運営の中長期基本計画」に則り、審判委員会運営規則を改訂し、令和３年度からは審判員向けのコンプライアンス教育の受講を義務付け実施している。	1.組織運営の中長期基本計画 32.審判委員会運営規則 33.審判員規程 45.審判員に対するコンプライアンス教育実施結果報告書
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準(1)および(2)について】 会計事務所と契約し、税務及び会計の適正処理のアドバイスを受けている。 また、法律関係等については顧問弁護士と就任承諾書を取り交わし、ガバナンスの整備等など様々な指導助言を受けられるような体制としている。	34.顧問弁護士の就任承諾書 35.公認会計士との監査業務委託契約書
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準(1)について】 定款、経理会計規程、旅費規程、謝金規程、事務局規定等を整備し運用している。 【審査基準(2)について】 定款、監事監査規程等により監事を設置している。 【審査基準(3)について】 公認会計士と契約し、税務及び会計の適正処理を行っている。 毎年度監事監査及び会計監査を実施している。	10.定款 27.経理会計規程 47.旅費規程 26.謝金規程 5.事務局規定 21.監事監査規程 48.監査報告書 49.独立監査人の監査報告書 50.専門委員会名簿(監事名簿) 35.公認会計士との業務委託契約
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 国庫補助金等に関しては、当該要綱などの定めに沿って適正に処理している。 また、法令及びガイドライン等の遵守が確実に行えるようJOC・JSC・NFセンター等が開催している説明会等に出席を義務付け（就業規則及び事務局規定）し、適正な手続きを行っている。	20.就業・賃金規則第４章第２６条 5.事務局規定第２章第３条
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 財務情報等については、本協会ホームページにおいて公開している。また本協会事務局において何人も閲覧できるように整備している。 https://pentathlon.jp/about/#about06	51.令和8年度収支予算書 52.令和7年度決算報告書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 選手選考基準等については、各選手所属に通知するとともに、本協会ホームページにおいて開示している。また、各国内大会のテクニカルミーティング等を利用し、関係者に説明している。 https://pentathlon.jp/kyouka_iinkai/ https://pentathlon.jp/selection/	53.NT選手選考基準
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ガバナンスコードの遵守状況については、本協会ホームページにて自己説明及び公表内容シートを開示し、更には組織運営の中長期計画を開示していくこととしている。 https://pentathlon.jp/about/#about07	1.組織運営に関する中長期基本計画 54.ガバナンスコードの自己説明
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 契約については、総務委員会等担当委員会を経て理事会にて協議し決定している。 【審査基準(2)について】 役職員、選手、指導者等とＮＦとの間に利益相反が生じないよう、定款及び倫理規程等則り業務管理している。また、令和３年度第一回理事会及び総会において利益相反管理規程を策定し運用している。	19.倫理規程 55.利益相反管理規程
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 利益相反管理規程第2条に基本理念を示している	19.倫理規程 55.利益相反管理規程
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 当協会では、相談窓口を設置し運用している。相談窓口については、当協会HPで運用している。なお、相談窓口をより分かりやすくするため、HP上の掲載位置の見直しを令和８年10月に予定している。 令和４年度第４回理事会において通報制度運用に関する内部通報規程を設置し、運用を開始している。 【審査基準(2)(3)について】 守秘義務については、事務局規程及び個人情報保護方針に則り管理している。通報制度運用開始時には、通報規程の中で守秘義務を明記していく。 【審査基準(4)について】 現在まで相談通報等はないが、通報等を受理した際には顧問弁護士及び担当委員会にて対応することとしており不利益な取り扱いがないよう留意している。 【審査基準(5)について】 NF役職員に対しては、理事会前の「勉強会」にて倫理規程の研修を実施するなど意識付けをしている。 また、通報者に対する不利益な取扱いの禁止等を明記するため、内部通報規程の改正案を令和８年12月の理事会で審議する予定である。	1.組織運営の中長期基本計画 19.倫理規程第５条 56.内部通報規程 5.事務局規定 22.個人情報保護方針

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準(1)について】 相談窓口において相談や通報等を受けた場合には、事案内容により顧問弁護士や公認会計士等の助言を受けながら担当委員会等で対応することとしている。 また、相談・通報を受理した際の処理手続きを明確にするため、関係規程の改正案を令和８年12月の理事会で審議する予定である。	19.倫理規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	【審査基準(1)(2)について】 倫理規程により懲罰対象行為（第４条 遵守事項）や処分（第６条第１項 役・職員・指導者並びに選手がこの規程に違反した場合の対処等）に明記している。 【審査基準(4)について】 倫理規程第６条第２項により処分者に対して処分内容や処分理由等を通知し、同規程第７条（処分に対する不服申し立て）により不服申し立てができる旨が定められている。 なお、処分対象者に弁明の機会を設ける手続き、及び処分通知書の記載事項（処分の内容・理由、不服申立ての方法・期限等）を倫理規程に明記するため、改正案を令和８年12月の理事会で審議する予定である。	19.倫理規程
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準(1)について】 倫理規程の中で懲罰基準を明記し、懲罰対象事案が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会においてその処分を検討し、顧問弁護士の助言を踏まえ、理事会において協議することとしており、専門性と中立性を有している。 なお、処分の審査を行う者及び手続き（倫理委員会が審査案を作成し、理事会で決定する流れ）を規程に明記するため、改正案を令和８年12月の理事会で審議する予定である。	4.会則 19.倫理規程 39.専門委員会名簿（倫理委員会）
	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)(2)(3)について】 倫理規程及び定款運営規則により、日本スポーツ仲裁機構に係る案件については定款運営規則第９条仲裁裁定の中で明記されている。また、被処分者に対しても日本スポーツ仲裁機構が利用可能であることを倫理規程内で定めている。	11.定款運営規則第９条 19.倫理規程第７条

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37		危機管理マニュアルを策定すること		
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)について】 倫理規程第７条の中で、被処分者に対してスポーツ仲裁機構が利用可能である旨を示達することが定められている。 また、処分を通知する際の示達文書のひな型を作成している。	11.定款運営規則 19.倫理規程第７条 78.懲罰_示達文書ひながた
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)(2)(3)(4)について】 組織運営の中長期基本計画に則り、令和３年度第一回理事会及び総会において危機管理ガイドライン及び首都直下地震等対策ガイドラインを新設し、運用を開始している。 また、今後も組織運営の中長期基本計画の中で検証を行い、体制及び規程等に不備があれば更新していく。	1.組織運営の中長期基本計画 24.危機管理ガイドライン 57.首都直下型地震等ガイドライン
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること	【審査基準(1)(2)について】 不祥事案等が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会において対応することとなっているが、組織運営の中長期基本計画に則り、令和３年６月の理事会総会において危機管理ガイドラインを策定し、事象発生時の対応担当者や任務分担、対応方針について調査体制を構築した。 尚、過去４年間において不祥事案は発生していない。	1.組織運営の中長期基本計画 36.総務委員会運営規則 24.危機管理ガイドライン 37.倫理委員会運営規則
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認	【審査基準(1)について】 過去４年間不祥事等なく外部調査委員会を設置していない。 不祥事案等発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会で対応することとなっているが、両委員会の構成については、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者や弁護士を登用し運用している。	1.組織運営の中長期基本計画 4.会則

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準(1)および(2)について】 現在、当協会の地方組織は３団体（東京、埼玉、大阪）のみであり、定款及び会則、加盟団体規程等により加盟団体に関する規程が定められている。 【審査基準(3)について】 加盟団体規程により、本協会が加盟団体等を適切に管理している。加盟団体のうち東京都は警視庁、埼玉県は防衛省の選手や関係者が主となっており、当協会に多くの役員や専門委員が配置されている。それらのことから当協会の方針等が加盟団体の組織運営及び業務執行に反映される体制が構築されている。具体的には加盟団体の役員が出席する理事会において毎回「勉強会」を開催しており、組織運営及び業務執行、コンプライアンス教育等の指導、助言を行っている。	1.組織運営の中長期基本計画 10.定款第４章第１２条 4.会則第２章第６条 58.加盟団体規則 59.役員名簿（加盟団体役員） 60.専門委員会名簿（加盟団体）
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準(1)について】 加盟団体規則等により、本協会から加盟団体に対し、必要な情報及び理事会決定事項等の協会方針について情報共有することとなっている。また現在、主要加盟団体の役員については、そのほとんどが当協会の役員又は専門委員として活動していることから、ＮＦの各事業内での研修会等に参加している。	12.役員名簿 10.定款第４章第１１条 4.会則第２章第６条 58.加盟団体規則 70.令和8年度第1回理事会（議案）コンプライアンス研修抜粋